

# 台東区サッカー連盟規約 細則—2

## 台東区サッカー連盟チーム会議・総会

- ① 会 議 連盟は必要に応じ各会議を開催する事が出来る。
- 幹部会：連盟の事業の開催等に付いて、理事会等に提案する事柄を決定する会議（必要に応じ開催）
  - 理事会：連盟事業開催に付いて、理事の過半数の出席を求め開催し、討議・決定をする。（必要に応じ開催）
  - 部 会：連盟各部において、事業等の提案が有る場合、部会部長・副部長・部員によって討議する。決定事項を理事会に提案し討議・決定を求める（必要に応じ開催）
- ② 査問委員会 連盟理事会は、連盟開催大会及び役員・登録員において査問委員会開催が必要な事柄が発生した時に、委員会を開催する事が出来る  
委員会開催議長は、関る部会部長又は、会長・理事長がこの任に当る
- 査問委員会は、連盟登録チームの代表者は開催を求める事が来る。
- ③ 総 会 連盟は、新年度に入って3ヶ月以内に総会を開催しなければならない。
- 報告：総会の席上前年度の事業・会計の報告をし、承認を得なければならない。
  - 提案：総会の席上今年度の事業・会計の提案をし、承認を得なければならない。
  - 決議：総会は構成団体の過半数の出席をもって成立する。
  - 議長：総会の議長は、理事長がこの任にあたる。
  - 総会に先立ち会計部は、会長・副会長・理事長・副理事長の出席を求め、会計報告・会計監査会を開催しなければならない。  
会計監査は、連盟監事がこの任に当る。  
会計監査に当たった監事は、総会の席上会計監査報告をしなければならない。
- ④ 記 録 連盟各会議が開催された時は、討議内容・決定事項・出席者を記録に留め、保管し総会席上会議開催の旨を報告しなければならない。